



羽村市消費生活センター

## 「新しい使い方検討会」からの提言

羽村市民や団体の代表者合わせて9人に、検討会委員として約半年の間、6回にわたり協議を重ねていただきました。そして、新しい使い方に向けた「提言」を令和4年2月に受理いたしました。提言の内容は以下のとおりです。

- 市民活動を繋ぐ役割を担う場所  
何よりも多くの幅広い市民が気軽に集える場にする
- 消費生活センターの場所を  
広く知らせる方法（案内板の設置など）を構築する
- センターだよりだけでなく  
SNS・口コミ拡散でより多くの人に情報発信をする
- 開催する講座により多くの人に参加したいと思える  
内容とその継続性（単発で終わらない）を確保する
- 運営に携わる委員の負担軽減を図ることと  
より多くの市民が関わる仕組み（保育の確保）を考える
- 豊かな施設・設備を有効に活用できるように  
調理室の設備やDVDなどのリストを紹介する

これらの提言をもとに、新しい時代を生きる消費者のよりよい暮らしと未来のために、だれもが負担なく活動できるようにしていきます。そして、このセンターを利用する方々が、それぞれの得意分野をシェアしながら交流の場として活用できるよう、役割を果たしていきます。ご提言いただいた検討会委員のみなさま、ありがとうございました。

**募集** します！

- ◎ 運営委員
- ◎ 登録団体

詳細は中の面を御覧ください

◎ センターだよりの  
ニックネーム

応募頂いたニックネーム採用の方には  
クオカード ¥3000をプレゼントします

問合せは消費生活センターへ ☎(042)555-1111 ㊟640

消費生活センター相談室からのお知らせ

# 18歳から成年になります

— 2022年（令和4年）4月1日から成年年齢が18歳になります —

成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする民法改正法が施行されます。この改正は、18歳や19歳の若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことを目的としています。

すでに、公職選挙法の選挙権年齢や憲法改正国民投票の投票権年齢は、18歳に引き下げられています。

## 18歳になったらできること

契約について十分な注意が必要です！

これまで、18歳や19歳の方は未成年者として、単独で有効な法律行為（代表例として契約）をすることができませんでした。4月以降は、親権に服さない年齢として、父母の同意がなくても、自分一人の意思でさまざまな契約をすることができるようになります。

…たとえば

クレジットカードを作る  
スマートフォンを契約する  
一人暮らしのために部屋を借りる  
ローン契約で自動車を購入する

## 18歳になったら注意してほしいこと

契約には「責任」が伴います！

契約とは法的な責任が発生する行為です。売り手と買い手の意思が同意したときに契約は成立し、契約後は一方的に契約を取り消すことはできません。口約束でも契約は成立しますので十分に注意しましょう。

「未成年と成年」ではリスクが違います！

未成年者が法定代理人の同意を得ずに契約した場合は、それを取り消す権利（未成年者取消権）があります。しかしこれからは、18歳や19歳の方はその権利を行使できなくなります。

契約に関する知識や社会経験が少ない若者（新成人）を狙った悪質商法を行う業者は、これまで少なくともありませんでした。今回の成年年齢の引き下げによって、いっそう、若者の消費者被害拡大が懸念されています。

## トラブルにあわないため

「契約」には十分な注意が必要です。契約に関する様々なルールを知ったうえで、その契約が本当に必要かよく検討しましょう。

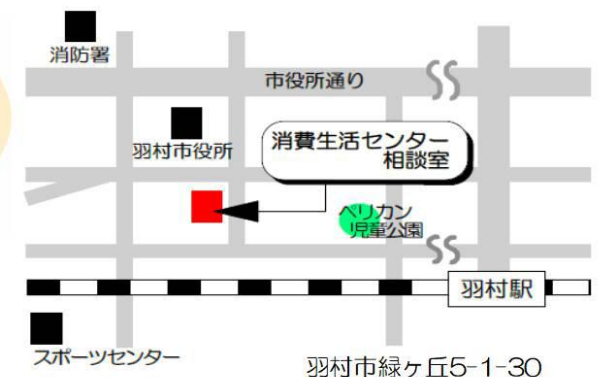
困ったときは  
ひとりで悩まず、まず相談！  
専門の相談員がお話を伺います。  
(秘密厳守・無料)

【相談日・相談時間】

平日 月～金曜日  
午前9時30分～正午  
午後1時～3時30分

☎(042)555-1111 ㊟641  
FAX(042)555-5535

新型コロナウイルス  
感染防止のため  
来所の際は  
マスクの着用を  
お願いします。





## 羽村市消費生活センターの 運営委員募集



運営委員は…

消費者として日々を送る中  
疑問に思っていることなどを勉強し  
企画を通してそれを市民に還元できます  
みんなといっしょに学び活動しながら  
自分も消費者力向上のチャンスが！

赤ちゃんから高齢者まで  
だれもがよりよい暮らしを送るための  
市民に開かれたさまざまな活動を  
応援することが中心です

例えば…

ものづくりの現場を  
見学してみたい

いくつになっても  
しっかり暮らしたい

遺伝子組み換えとか  
ゲノム編集ってナニ？

子どもたちに  
上手なお金の使い方を  
学んでほしい

エシカルなものづくりを  
応援する賢い買い方を  
勉強したい

手作り離乳食を  
専門家に教えてほしい

…など

消費に関わるさまざまな声をキャッチし  
よりよい暮らしを目指すいろいろな活動をつなげ  
日々の生活に役立つ情報を発信していきます

募集人数：11人  
募集期間：～5月6日（金）  
電話受付は平日午前9時～午後5時  
応募要件：羽村市でくらしている方  
応募先：羽村市消費生活センター  
運営委員会委員募集係

応募方法：メール・電話・FAX

☎ (042)555-1111 ㊟ 640  
FAX (042)555-5535



メール  
応募フォーム

※市長から2年の任期で委嘱  
されます

※委員活動は平日午前中、月2回程度

※活動するための研修費あり

※活動中の保育スペースあり（要日程調整）

手を上げてくれた市民の人たちが  
忙しくても委員として活動できるように  
専任のチームを組みサポートするなど  
さまざまな工夫をしていきます

あなたのPCスキル、アイデア力、  
実行力、料理や裁縫の腕前などを  
発揮するチャンスです！！  
楽しく活動できるお仲間と一緒に  
ぜひご応募くださ～い！



各応募等に関するお問合せ先 ☎(042)555-1111㊟640

## この羽村市消費生活センターだよりの ニックネーム募集



応募頂いたニックネーム採用の方には  
クオカード¥3000を  
プレゼントします

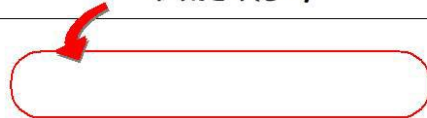
### 応募先

羽村市消費生活センター運営委員会  
センターだよりニックネーム募集係  
〒205-0003 羽村市緑ヶ丘5-1-30  
FAX (042)555-5535



メール応募フォーム

採用されたニックネームが  
タイトルとして  
「消費生活センターだより」冠部分に  
使用されます



羽村市消費生活センターだより  
羽村市消費生活センター運営委員会発行  
〒205-0003 東京都羽村市緑ヶ丘5-1-30 ☎(042)555-1111㊟640

**応募要件**：羽村市在住・在勤・在学

**応募方法**：メール、郵送、ファクス、消費生活センターの応募箱  
でご応募ください。用紙での応募の方は、郵送・  
ファクス・応募箱でお申込みください。

※ ご応募は、ひとり1点まで。応募用紙の①～⑥の  
必要事項を記入し、上記いずれかの方法で。

**審査基準**：覚えやすく、親しみやすいもの。  
他の施設や商品等で使用されていないもの。

**選考・発表**：運営委員会で選考を行います。  
結果はご本人に通知し、センターだより7月1日号  
から使用します。

**その他**：ニックネームに係る一切の権利は消費生活センター  
運営委員会に帰属します。  
応募者の個人情報はこのニックネーム募集の関連業  
務のみに使用します。

**締め切り**：令和4年5月6日（金）午後5時必着



新しい使い方いろいろ

消費生活センター2階にはこんな施設・設備があります！！  
赤ちゃんから高齢者まで、羽村市民のだれもがよりよい生活を送るために、  
開かれた活動をしている団体のみなさんが活用できます！



調理・実験室：定員30人



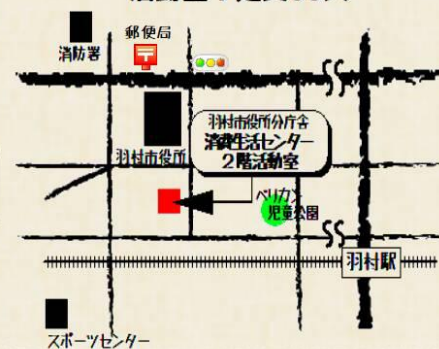
活動室：定員60人



資料・準備室



DVD・図書（貸し出し可）



大型TVモニター  
& DVDプレイヤー

ずっと  
募集中

## 羽村市消費生活センターの 登録団体募集

詐欺の被害に  
あわないための  
学習会を開きたいなあ

お友達といっしょに  
使い切れない物を  
リサイクルやアップサイクル  
しているんだけど…

実験・実践を通して  
子どもたちといっしょに  
「食」を学びたいんです

「赤ちゃんから高齢者まで  
羽村で暮らすみんなのよりよい生活を目指し  
開かれた活動を行っている団体」のみなさん！  
登録をして施設を有効に利用しませんか？

その活動を支援するために  
無料で使用できます！！  
日頃の活動を発表するチャンスがあります♪  
新しい出会いや発見が  
きっとあるはず！

活動中の保育スペースあり  
（要日程調整）



申込み・問合せ先：羽村市消費生活センター消費生活係 ☎(042)555-1111㊟640

きりとり

## 羽村市消費生活センターだより ニックネーム募集 応募用紙

令和4年5月6日（金）必着

①ニックネーム			
②説明			
③氏名	ふりがな	④年齢	歳
⑤住所	〒	—	
	羽村市		
⑥電話	—		
※記入漏れのないようご注意ください。			